

# 令和 4 年度税制改正大綱（令和 3 年 12 月 10 日 自由民主党・公明党）

## （環境省関連記載抜粋）

### 第一 令和 4 年度税制改正の基本的考え方

#### 1. 成長と分配の好循環の実現

##### （5）住宅ローン控除等の見直し

本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっている。こういった社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するためには、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることが重要となる。住宅ローン控除などの税制措置の見直しに当たっては、こうした考え方や現下の経済状況も踏まえつつ、所要の見直しを行うこととする。

まず、住宅ローン控除については、4 年間延長することとする。その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講ずる。

具体的には、カーボンニュートラルの実現の観点から、新築住宅及びリフォームにより良質化した上で販売する買取再販住宅においては、認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、これまで新築住宅に限定していた上乗せ措置について、既存住宅においても講ずることとする。さらに、令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅については省エネ基準の要件化を行うなど所要の措置を講じ、住宅分野の脱炭素化を推進する。

控除期間については、新築の認定住宅等について 13 年間とする上乗せ措置を講ずる。なお、この措置は、わが国の経済状況が感染症の影響によって依然として厳しい状況にあることを踏まえた当面の措置として行うものであり、今後の状況を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

床面積要件については、令和 5 年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 m<sup>2</sup>に緩和する。

毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る状況が生じていることに対する平成 30 年度決算検査報告に対応する観点から、制度の簡索性も踏まえ、控除率を 0.7% とするとともに、住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は 2,000 万円に引き下げることとする。

東日本大震災の被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、令和 7 年居住分以降対象地域の絞り込みを行いつつ、控除率及び借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 9.75 万円）の範囲内で個人住民税から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額を見直した上で、適用期限を 2 年間延長する。

## (8) 経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。I P C Cによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が 1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

車体課税については、自動車業界がC A S Eに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとしたところである。車体課税の見直しに当たっては、令和3年度税制改正大綱で示した方針に基づき引き続き検討を進める。

## 第二 令和4年度税制改正の具体的内容

### 一 個人所得課税

#### 1 住宅・土地税制

(国 税)

[延長・拡充等]

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。

② 適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げる。

③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

- ④ 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもをを除く。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。
- ⑤ 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。）であることを加える。
- ⑥ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

（注）上記②及び⑤の改正は、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

(11) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和4年・令和5年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	
	三世帯同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	
	耐震改修工事及び 省エネ改修工事と併せて行う 耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	

（注）カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

② 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について上記（10）①の耐震改修工事又は上記①の対象工事をして、当該家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額を控除する。

イ 当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る。）の合計額

ロ 当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

(注) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐震改修工事又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該耐震改修工事又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）をいう。

- ③ 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事（現行：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事）とする。
- ④ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

[延長・拡充等]

(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

- ① 令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- ② その他所要の措置を講ずる。

## 二 資産課税

### 3 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

〈登録免許税〉

- (6) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(地方税)

[延長・拡充等]

〈固定資産税・都市計画税〉

- (2) 耐震改修等を行った住宅に対して、次の措置を講ずる。
  - ① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
  - ② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。
  - ③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

イ 適用対象となる住宅を、平成 26 年 4 月 1 日に存していた住宅（現行：平成 20 年 1 月 1 日に存していた住宅）とする。

ロ 工事費要件を、50 万円超から 60 万円超（断熱改修に係る工事費が 60 万円超、又は断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円超）に引き上げるほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(9) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

(17) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を 2 年延長する。

〈不動産取得税〉

(25) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

〔廃止・縮減等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

(3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定する。

② ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。

③ 一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

### 三 法人課税

#### 8 その他の租税特別措置

〔廃止・縮減等〕

(4) 特定災害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和 4 年 3 月 31 日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、令和 6 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てを認めるとともに、同年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して 1 年ごとに 6 分の 1 ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

### 第三 検討事項

- 4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。
- 5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。